

草津市都市計画審議会の結果について

1. 開催日時 平成27年10月20日（火）
午後2時30分～午後3時45分
2. 開催場所 草津市役所4階 行政委員会室
3. 付議案件
議第1号 太陽光発電設備等の設置に係る草津市景観計画の変更について
4. 審議結果
議第1号 承認する
5. 出席委員数 13名中12名
6. 開会の挨拶 [澤田都市計画部長]

皆さん、こんにちは。本日は御多用の中、御出席賜りまして誠にありがとうございます。また、日ごろは市政、都市計画行政にかかわりまして、御指導、御協力を賜りまして誠にありがとうございます。

本日の案件としましては、「太陽光発電設備等の設置に係る草津市景観計画の変更について」御提案をさせていただきたいと考えております。本市は、平成23年6月に景観行政団体となり、環境との共生を図るために本日提案をさせていただくというものでございまして、この案件につきましては再生可能エネルギーの一つとして推進されております太陽光発電施設等について、景観法に基づく届出の対象でないため、今回当該設備を景観法に基づく届出が必要な工作物とする届出要件を整理するとともに、設置の際に景観に配慮するという基準を定めることとしたものでございます。その中で、景観法第9条2項および8項におきまして、景観計画を定め、あるいは変更する場合につきましては都市計画審議会の意見を聞かなければならないと定められておりますことから、今回景観形成基準案の説明とパブリックコメントの結果報告等をさせていただきながら、皆さんの御意見を賜りたいと思います。

また、別途報告としまして、コンパクトシティを目指すということで、立地適正化に取り組んでおりまして、そちらの報告をさせていただきたいと考えております。委員の皆様方にはよろしく御審議いただきますようお願い申しあげまして、簡単ではございますが御挨拶にかえさせていただきます。

7. 審議経過のうち主な発言の内容

(1) 議第1号

○ どこに設置されている太陽光パネルが、どのように問題なのかというような、具体的な例を教えてください。

→ 例えば矢橋の人工島にある太陽光発電設備のような、モジュール（太陽光を取り入れる部分）の面積が1,000㎡を超えるものについては、届出をしていただきます。

ただ、自然エネルギーを推進する一方で、景観への配慮もせねばならないという部分をどう整理するのかという点で、太陽光発電設備のみを基準として強化するのではなく、従来からの景観基準に照らし合わせて準用する中で、届出要件が定められていなかった部分について、適切な対応をするために届出をしていただくという考えで整理したものです。

○ 「伝統的沿道景観重点地区」について、具体的にどこのエリアを指すのか教えてください。

→ 渋川町の、JRに面したT字の跨線橋を栗東市方面から国道1号線本面に曲がっていく部分の沿道を指します。

こちらは滋賀県の景観計画で景観形成重点地区に指定されていたものを、草津市が景観行政団体になるときに引き継いだものです。

○ 草津宿本陣の周辺について、景観への配慮を重視した方が良いと思うのですが、その辺りが景観形成重点地区から外れている理由を教えてください。

→ 草津宿本陣周辺については、現在は景観形成重点地区に指定しておりませんが、無電柱化と併せて重点地区化をするエリアとして、地元の皆様に説明等をさせていただく中で、合意形成を図っております。

なお、現在は「歴史街道軸」という軸の景観基準を基に指導を行っております。

○ 「伝統的沿道景観重点地区」について、県から引き継がれてからかなりの年月が経ちますが、エリアの見直しは行われませんか。

→ 景観形成重点地区の見直しの方向性としては、まずは草津宿本陣周辺を景観形成重点地区に指定し、そこから中山道や東海道の景観形成重点地区をどこまで広げていくのか、ということから考えていくことになります。

○ 来年度の4月からの施行ということで、現状は届出が不要であったものについて、4月以降は、新たな届出要件に抵触するものについて、遡及して届出をお願いするのでしょうか。

→ 遡及するのではなく、新たに建て直し等をされる場合のみ、届出をしていただくこととなります。

○ お昼の時間帯に、太陽光パネルに直射日光が反射して、周辺住民に迷惑をかける恐れはないのでしょうか。

→ 太陽光パネルの色彩等について、新たな基準の中で、できるだけ反射率の低いものとする制限を設けております。業者側でも、反射の少ないモデルを製造する傾向がありますが、あとは状況に応じて対応していく形となります。

(2) その他

○ 草津市では南草津駅の南西の大きな開発や、市街化調整区域での団地開発が進んでおりますが、短期的な視点と長期的な視点で、どのような形で移行していくのか、お聞かせ願えますでしょうか。

→ 立地適正化計画は、都市計画マスタープランの高度化版と言われておりますので、計画策定と併せて都市計画マスタープランの方向性についても、皆様に御審議いただく中で定めていく必要があります。

居住誘導区域等については、あくまで市街化区域の中に設定することになっておりますので、将来的にどのような土地区分になるのかを見据えながら、設定する範囲と市街化調整区域とのバランスを考えていかなければなりません。

それらを含めて、また皆様方と御議論いただく場をしっかりと設けさせていただき、課題を投げかけさせていただいた上で、御意見をいただけたらと考えております。

○ 中心市街地に集中的に都市を作っていくという考えは良いことですが、都市機能誘導区域等から外れた農地の保存もなかなか続けられない問題があります。農地が残ることは環境に良いのですが、残った農地を誰が守るのかということも十分に考えた上で都市計画をしていただきたい。